

令和6年2月21日

取引先各位

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学  
管理部会計課

本学契約手続きにおける改正について

平素は本学の教育研究活動に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
本学では、契約手続きにおいて下記の改正を行いますのでお知らせいたします。

1. 令和6年3月1日から適用

(1) 教員発注金額の見直し

現在、教員からの直接発注（工事を除く）は「50万円未満」まで認めておりますが、上限額を「100万円を超えない」（※）に引き上げます。

※1契約（同日、同業者への発注）の金額が、合計100万円（税込）以下

(2) 事務局等予算における原課発注

これまで事務局各課室からの発注については会計課経由で発注しておりましたが、「100万円を超えない」（※）発注については直接各課室からの発注が可能となります。

※1契約（同日、同業者への発注）の金額が、合計100万円（税込）以下

2. 令和6年4月1日から適用

(1) 少額随意契約対象金額の見直し

支出原因契約（工事請負契約を除く）に係る軽便な契約方式である少額随意契約の適用金額を「300万円を超えない」から「500万円を超えない」に引き上げます。

これにより、一般競争入札は1契約（同日、同業者への発注）の金額が合計500万円（税込）を超える調達案件について実施します。

本件連絡先：管理部会計課専門職員

Mail：[keiyakukakari@ad.naist.jp](mailto:keiyakukakari@ad.naist.jp)

電話：0743-72-5044